

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問

2時間

A - 1 次の記述は、電波法の目的及び用語の定義を述べたものである。電波法（第1条及び第2条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法は、電波の有効かつ適正な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。
- 2 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 3 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作の監督を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 4 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその管理を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

A - 2 次の記述は、アマチュア無線局の開設等について述べたものである。電波法（第4条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

アマチュア無線局を開設しようとする者は、総務大臣の A を受けなければならない。
の規定による B 、無線局を開設し、又は運用した者は1年以下の懲役又は C の罰金に処する。

| A | B | C |
|------|----------|---------|
| 1 検査 | 検査を受けないで | 100万円以下 |
| 2 検査 | 免許がないのに | 50万円以下 |
| 3 免許 | 検査を受けないで | 50万円以下 |
| 4 免許 | 免許がないのに | 100万円以下 |

A - 3 次に掲げる事項のうち、無線局の免許状に記載する事項に該当しないものはどれか。電波法（第14条）の規定に照らし、1から4までのうちから一つ選べ。

- | | | | |
|----------|----------|--------|-------------|
| 1 無線局の目的 | 2 無線局の種別 | 3 通信事項 | 4 無線設備の工事設計 |
|----------|----------|--------|-------------|

A - 4 次の記述は、変更検査について述べたものである。電波法（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により A の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、 B を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

の検査は、 の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録点検事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、 C を省略することができる。

注1 登録点検事業者とは、電波法第24条の2（点検事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

注2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

| A | B | C |
|----------------------------|------------|------|
| 1 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所 | 当該無線局の無線設備 | その一部 |
| 2 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所 | 許可に係る無線設備 | 当該検査 |
| 3 無線設備の設置場所 | 当該無線局の無線設備 | 当該検査 |
| 4 無線設備の設置場所 | 許可に係る無線設備 | その一部 |

A - 5 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の周波数の A 、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

受信設備は、その副次的に発する B が、総務省令で定める限度を超えて他の C に支障を与えるものであってはならない。

| A | B | C |
|---------|-----------|-----------------|
| 1 偏差及び幅 | 電波又は高周波電流 | 無線設備の機能 |
| 2 偏差及び幅 | 電波 | 重要無線通信を行う無線局の運用 |
| 3 偏差 | 電波又は高周波電流 | 重要無線通信を行う無線局の運用 |
| 4 偏差 | 電波 | 無線設備の機能 |

A - 6 次の記述は、記号をもって表示する電波の型式について述べたものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、その内容が誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

1 「A1A」は、電波の主搬送波の変調の型式が振幅変調であって両側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの及び伝送情報の型式が電信であって聴覚受信を目的とするものを表示する。

2 「F2B」は、電波の主搬送波の変調の型式が角度変調であって周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用するもの及び伝送情報の型式が電信であって自動受信を目的とするものを表示する。

3 「F3F」は、電波の主搬送波の変調の型式が角度変調であって周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式がテレビジョン（映像に限る。）のものを表示する。

4 「R3E」は、電波の主搬送波の変調の型式が振幅変調であって全搬送波による単側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式がファクシミリのものを表示する。

A - 7 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。以下同じ。）が電波法施行規則別表第2号の3の2に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

(1) 平均電力が A の無線局の無線設備

(2) B の無線設備

(3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

| A | B |
|-------------|---------|
| 1 20ミリワット以下 | 移動する無線局 |
| 2 20ミリワット以下 | アマチュア局 |
| 3 50ミリワット以下 | 移動する無線局 |
| 4 50ミリワット以下 | アマチュア局 |

A - 8 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り A によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。

移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、実際に起こり得る B によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

- | A | B |
|------------------|--------|
| 1 外圍の温度若しくは湿度の変化 | 気圧の変化 |
| 2 外圍の温度若しくは湿度の変化 | 振動又は衝撃 |
| 3 電源電圧又は負荷の変化 | 気圧の変化 |
| 4 電源電圧又は負荷の変化 | 振動又は衝撃 |

A - 9 次の記述は、アマチュア無線局の目的外使用の禁止等について述べたものである。電波法（第52条から第54条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、免許状に記載された目的又は A の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信

無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所、識別信号、 B は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
(2) 通信を行うため C であること。

- | A | B | C |
|------------------|-------------------|---------|
| 1 通信の相手方若しくは通信事項 | 空中線の型式、電波の型式及び周波数 | 十分なもの |
| 2 通信の相手方若しくは通信事項 | 電波の型式及び周波数 | 必要最小のもの |
| 3 通信事項 | 空中線の型式、電波の型式及び周波数 | 必要最小のもの |
| 4 通信事項 | 電波の型式及び周波数 | 十分なもの |

A - 10 次の記述のうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならない場合に該当するものはどれか。電波法（第57条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の機器の取替え又は増設の際に運用するとき。
- 2 運用の停止の処分を受けた無線局を運用するとき。
- 3 工事設計書に記載された空中線を使用することができないとき。
- 4 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。

A - 11 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときはどうしなければならないか。無線局運用規則（第19条の2）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 混信を与えないように注意しながら呼出しをしなければならない。
- 2 空中線電力を低下させた後で呼出しをしなければならない。
- 3 その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 4 他の通信が行われているときは、少なくとも3分間経過した後でなければ呼出しをしてはならない。

A - 12 次の記述は、アマチュア局が行う呼出しの簡易化について述べたものである。無線局運用規則（第20条、第126条の2及び第261条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

空中線電力50ワット以下の無線設備を使用してモールス無線電信により呼出しを行う場合において、確実に連絡の設定ができると認められるときは、呼出事項のうち、 A の送信を省略することができる。

の規定により A の送信を省略した無線局は、その通信中 B を送信しなければならない。

| A | B |
|-----------------|------------------|
| 1 相手局の呼出符号及びD E | 少なくとも1回以上自局の呼出符号 |
| 2 相手局の呼出符号及びD E | できる限り2回自局の呼出符号 |
| 3 D E 及び自局の呼出符号 | 少なくとも1回以上自局の呼出符号 |
| 4 D E 及び自局の呼出符号 | できる限り2回自局の呼出符号 |

A - 13 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、 A、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を B に行わせることができる。

の規定による処分に違反した者は、 C 以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

| A | B | C |
|------------------------|---------|----|
| 1 人命の救助 | 無線局 | 1年 |
| 2 人命の救助 | 電気通信事業者 | 2年 |
| 3 有線通信が利用できないときに、人命の救助 | 無線局 | 2年 |
| 4 有線通信が利用できないときに、人命の救助 | 電気通信事業者 | 1年 |

A - 14 次の記述は、無線従事者の免許の取消し等の処分について述べたものである。電波法（第79条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、総務大臣は、その無線従事者の免許を取り消し、又は A 以内の期間を定めて B することができる。

| A | B |
|-------|----------------|
| 1 1箇月 | その業務に従事することを停止 |
| 2 1箇月 | 違反に係る無線局の運用を停止 |
| 3 3箇月 | その業務に従事することを停止 |
| 4 3箇月 | 違反に係る無線局の運用を停止 |

A - 15 次の記述は、アマチュア無線局の免許人が総務大臣に対して行う報告について述べたものである。電波法（第80条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局の免許人は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

- (1) 遭難通信、緊急通信、安全通信又は A を行ったとき。
- (2) 電波法又は B の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- (3) 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

| A | B |
|-------------------------------------|-----------|
| 1 非常通信 | 電波法に基づく命令 |
| 2 非常通信 | 電気通信事業法 |
| 3 非常通信若しくは電波法第74条に規定する非常の場合の無線通信の訓練 | 電波法に基づく命令 |
| 4 非常通信若しくは電波法第74条に規定する非常の場合の無線通信の訓練 | 電気通信事業法 |

A - 16 次に掲げる者のうち、無線従事者の免許が与えられないことがある者はどれか。電波法（第42条）の規定に照らし、正しいものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
- 2 日本の国籍を有しない者
- 3 電波法第9章（罰則）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 4 電波法の規定に違反し、3箇月以内の期間を定めて無線局の無線設備の操作に従事することを停止され、その停止の期間の満了の日から2年を経過しない者

A - 17 次の記述は、「標準周波数報時業務」の定義について述べたものである。国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（第1条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「標準周波数報時業務」とは、 A のため、公表された高い精度の B 周波数、報時信号又はこれらの双方の発射を行う科学、 C その他の目的のための無線通信業務をいう。

| A | B | C |
|----------|----|----|
| 1 周波数の較正 | 特性 | 技術 |
| 2 周波数の較正 | 特定 | 産業 |
| 3 一般的受信 | 特性 | 産業 |
| 4 一般的受信 | 特定 | 技術 |

A - 18 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（第5条）の周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯はどれか。正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 23,350kHz～24,000kHz
- 2 24,000kHz～24,890kHz
- 3 24,890kHz～24,990kHz
- 4 24,990kHz～25,010kHz

A - 19 次の記述は、無線通信の秘密について述べたものである。国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の事項を A するために必要な措置を執ることを約束する。

(1) 公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受すること。

(2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その B を漏らし、又はそれを C こと。

| A | B | C |
|------------|--------------|------------|
| 1 禁止し、及び防止 | 内容若しくは単にその存在 | 公表若しくは利用する |
| 2 禁止し、及び防止 | 内容 | 他人の用に供する |
| 3 禁止 | 内容若しくは単にその存在 | 他人の用に供する |
| 4 禁止 | 内容 | 公表若しくは利用する |

A - 20 次の記述は、無線局からの混信について述べたものである。国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

A ために、送信局の位置及び業務の性質上可能な場合には、受信局の位置は、特に注意して選定しなければならない。

A ために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、 B の C をできる限り利用して、最小にしなければならない。

| A | B | C |
|-------------|------------|-------|
| 1 混信を避ける | 指向性のアンテナ | 利点 |
| 2 混信を避ける | 送信設備及び受信設備 | 電気的特性 |
| 3 効果的な通信を行う | 指向性のアンテナ | 電気的特性 |
| 4 効果的な通信を行う | 送信設備及び受信設備 | 利点 |

B - 1 次の記述は、無線局の免許状について述べたものである。電波法（第14条及び第24条）及び無線局免許手続規則（第22条及び第23条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 総務大臣は、無線局の免許を与えたときは、免許状を交付する。

イ 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。

ウ 免許人は、免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。

エ 免許人は、無線局の免許がその効力を失ったときは、直ちに免許状を廃棄しなければならない。

オ 免許人は、免許状を破損し、汚し又は失ったときは、10日以内に免許状の再交付の申請をしなければならない。

B - 2 送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならないが、次の記述は、これによらないことができる場合について述べたものである。電波法施行規則（第25条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 無線従事者以外の者が立ち入らないよう警告書を掲示している場合

イ 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入りしない場所にある場合

ウ 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体が容易に触れない位置にある場合

エ 2.5メートルに満たない高さの部分が、容易に識別できるよう赤色で表示されている場合

オ 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合

B - 3 次に掲げる記述のうち、無線局運用規則（第13条）の規定に照らし、無線電信通信に使用するQ符号とその意義との組合せが対応しているものを1、対応していないものを2として解答せよ。

| Q符号 | 意義 |
|--------|--|
| ア QRH? | こちらの周波数は、変化しますか。 |
| イ QRK? | こちらの信号（又は・・・（名称又は呼出符号）の信号）の明りょう度は、どうですか。 |
| ウ QRM? | そちらは、空電に妨げられていますか。 |
| エ QRN? | こちらの伝送は、混信を受けていますか。 |
| オ QSY? | こちらは、他の周波数に変更して伝送しましょうか。 |

B - 4 次の記述は、アマチュア無線局の免許の取消しについて述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

総務大臣は、免許人が次の(1)から(6)のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き ア 以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
- (3) 不正な手段により通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は イ の許可を受けたとき。
- (4) 不正な手段により識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
- (5) ウ の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に従わないとき。
- (6) 免許人が エ に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から オ を経過しない者に該当するに至ったとき。

- | | | | | |
|------------|----------|--------------|-------|---------|
| 1 電波法又は放送法 | 2 無線局の運用 | 3 無線設備の変更の工事 | 4 6箇月 | 5 電波の発射 |
| 6 工事設計の変更 | 7 1年 | 8 2年 | 9 電波法 | 10 3年 |

B - 5 次の記述は、アマチュア業務について述べたものである。国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

主管庁は、アマチュア局の操作を希望する者の ア の資格を検証するために必要と認める措置を執る。

アマチュア局の最大電力は、 イ が定める。

国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の ウ 一般規定は、アマチュア局に適用する。

アマチュア局は、その伝送中 エ 自局の呼出符号を伝送しなければならない。

主管庁は、 オ にアマチュア局が準備できるよう、また、通信の必要性を満たせるよう、必要な措置を取ることが奨励される。

- | | | | | |
|---------|---------|------------|------------|-------------|
| 1 すべての | 2 災害救助時 | 3 運用上及び技術上 | 4 技術上 | 5 関係主管庁 |
| 6 短い間隔で | 7 緊急時 | 8 30分ごとに | 9 技術特性に関する | 10 国際電気通信連合 |

